

平成20年度食品表示合同監視実施要領

1 目的

食品販売業者等に対し、適正な表示の指導を徹底する必要があることから、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」に基づき、関係機関が合同で監視指導を実施する。

2 実施方針

「食品衛生法」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を所管する行政機関が合同で立入調査を行い、食品表示を点検し、不適正な表示品の排除及び表示の適正化に努める。

3 関係機関

国：農林水産省関東農政局栃木農政事務所
県：各広域健康福祉センター、各農業振興事務所
市：宇都宮市保健所

4 実施期間

平成20年8月及び12月
(平成20年度食品表示適正化強化月間)

5 実施方法等

(1) 監視指導班の編成

地区割は、別表1のとおりとし、地区単位に関係機関の職員による監視指導班を編成する。

農林水産省関東農政局栃木農政事務所
各広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所
各農業振興事務所

(2) 対象施設

スーパーマーケット、農産物直売所、物産店等とし、地区ごとに対象施設を選定する。

(3) 調査方法

別添「食品表示合同監視実施マニュアル」に基づき実施する。

(4) 調査施設数及び実施回数

1回3～4施設を調査する。

原則として別表1に定める地区ごとに2回(8月1回、12月1回)以上実施する。

6 結果の報告及び公表

- (1) 結果については、別添「食品表示合同監視実施マニュアル」別紙により、施設ごとに各調査終了後、生活衛生課長あて報告する。
- (2) 生活衛生課長は、調査結果をホームページ上で公表する。

別表 1

	地区名	市町村	健康福祉センター等	農業振興事務所	農政事務所
1	上都賀地区	鹿沼市、日光市、西方町	県西	上都賀	地域第三課
2	芳賀地区	真岡市、二宮町、益子町、茂木町 市貝町、芳賀町	県東	芳賀	表示・規格課
3	南那須地区	那須烏山市、那珂川町	県北	南那須	地域第二課
4	下都賀地区	栃木市、小山市、壬生町、下野市、 野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、 都賀町	県南	下都賀	地域第一課
5	那須地区	大田原市、那須塩原市、那須町	県北	那須	地域第二課
6	塩谷地区	さくら市、矢板市、塩谷町、 高根沢町	県北	塩谷	地域第三課
7	安足地区	足利市、佐野市	安足	安足	地域第一課
8	宇都宮地区	宇都宮市	宇都宮市 保健所	河内	表示・規格課
9	河内地区	上三川町	県南	河内	表示・規格課

(別添)

食品表示合同監視実施マニュアル

1 施設立入

原則として、事前連絡し施設の代表者等の所在を確認したうえで実施する。
また、立入時に施設の代表者等に趣旨を説明し、協力を要請する。

2 監視

(1) 食品衛生法関係(健康福祉センター、宇都宮市保健所)

食肉：クブリグ、テダライズ処理等の表示

弁当類：期限表示(時刻表示)等

菓子：添加物、アレルギー物質表示

鶏卵：期限表示、使用方法、採卵又は選別包装を行った氏名、所在地

生かき：生食・加熱用の別、採取海域、保存方法

(2) JAS法関係(農業振興事務所、栃木農政事務所)

生鮮食品(農産物、畜産物、水産物)

：名称及び原産地表示等

加工食品(生鮮食品に近い加工食品)

：名称、原材料名、内容量、消費期限、保存方法、製造者等、原料原産地、原産国名(輸入食品に限る)等

3 結果説明・指導等

調査結果について、施設の代表者等に説明を行う。

不適切な表示が認められた場合(誤表示、欠落等)は、改善方法について具体的に説明し、速やかな改善を求める。

また、必要と認めるときは、後日改善内容を確認する。

別紙

食品表示合同監視調査結果

1 日 時 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 調査店舗 店舗名：
所在地：
対応者：

3 調査員名 健康福祉センター（宇都宮市保健所）
農業振興事務所
栃木農政事務所

4 調査結果

	品 目	表示状況	改善指導内容	改善状況
食衛法関係				
JAS 法関係				
衛生管理状況				

不適切な表示が確認された品目のみ記入する